

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： ヤンマーアグリジャパン株式会社
法人番号： 2120001135426
住 所： 大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
- 指名停止措置期間： 令和5年10月6日から令和5年11月5日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 近畿地方測量部管内
- 事実概要：

ヤンマーアグリジャパン株式会社が元請けとして施工した工事において、令和3年5月15日にコンクリートポンプ車を使用して作業を行っていた際に、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。この件について、同社及び同社の従業員は同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなけりなかつたが、これを作成しなかつたとして令和5年3月24日付けで労働安全衛生法違反により岩内簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の判決を受け、その刑が確定している。このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められるとして同条第1項により指示処分の対象となつた。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者であるヤンマーアグリジャパン株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)